

自賠責保険の経費の計算方法等に関する 第三者委員会（第1回）

2026年6月26日

目次

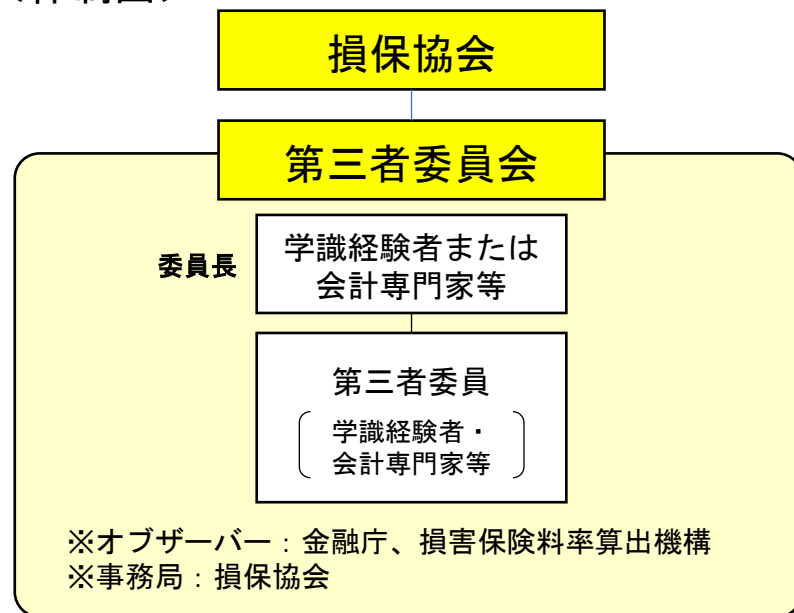
1. 第三者委員会の設置の背景
2. (1) 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）
(2) 今後のスケジュール
(3) 第1回と第2回での論点
3. 前回「次回見直し時の検討観点」とした項目
4. 上記3. に対する方向性
 - (1) 業務実態調査関連
 - (2) 経費計算方法関連
 - ① 1人1分当たり給与額の計算方法
 - ② 外部委託費の把握方法
 - ③ 件数割換算係数
 - (3) 前回調査票項目における影響確認（契約引受・代理店・損害調査）

1. 第三者委員会の設置の背景

- 自賠責保険の経費の計算方法を定める経費計算基準、及び、代理店手数料における基礎数値（以下「経費計算基準等」）については、2025年1月に開催された第150回自賠責保険審議会で報告のうえ、見直しが決定し、その際に定量基準および定期基準を設け、基準に達した場合には再度見直しを実施することとしていた。
- 直近、定量基準のうち「異動・解約非対面手続き率」について大手4社の数値を計測したところ基準の40%を超えることが判明し、第153回自賠責保険審議会（2026年4月30日開催）において、速やかに経費計算基準等の見直し手続きを進めていくことを報告したものの。

- 第三者委員会は、より客観性・透明性を確保する観点から以下の運営とする。
 - ✓ 客観性を確保する観点から、委員は学識経験者・会計専門家等から選定し、金融庁・損保料率算出機構はオブザーバー参加。損保協会は事務局を担う。
 - ✓ 透明性を確保する観点から、委員会資料及び議事録については、損保協会のホームページ上に公表。

<体制図>



2. (1) 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ）

- 第三者委員会における具体的な検討のスコープは、前回第三者委員会(2024年度)において網羅的に課題を洗い出し、見直しを行ったことを踏まえ、前回残った課題および前回以降変更しうる範囲として、以下の通りとしたい。
- これらのスコープに対し、自賠法第二十五条（ノーロス・ノープロフィットの原則）の趣旨に鑑み、経費計算基準に基づいて計算される経費および代理店手数料が「能率的な経営の下における適正な原価」となっているかという観点から、議論いただきたい。

	検討のスコープ
経費計算基準等	➤ 前回2024年度に「次回見直し時の検討観点」とした課題への対応是非・方向性 ➤ 「非対面手続き率」の増加や今日的な業務フローを踏まえた、経費計算基準や基礎数値の見直し範囲・方向性、および業務実態調査方法
将来、基準等を見直すための手続き等	➤ 将来的に基準を見直す場合の手続きについて ➤ 定量基準に達した「非対面手続き率」に関する取扱い

<検討にあたっての留意事項>

- 中小社も含めた実現可能性があるか。
- 業務実態調査を行う場合、客観性を保ちつつ、調査時間・コストの観点も考慮した効率的な調査方法であるか。

（参考）自動車損害賠償保障法

第二十五条 責任保険の保険料率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

論議いただきたいポイント

- 上記以外に論議すべき範囲はないか。

2. (2) 今後のスケジュール

- 以下のとおり、現時点で計4回の第三者委員会開催を予定しており、検討結果を令和9年に予定されている自賠責保険審議会に報告することとしたい。

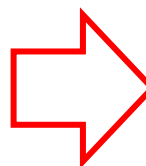
今後の予定	主な論議内容（予定）
第1回 令和8年6月26日 （本日）	・ 第三者委員会の設置の背景 ・ 第三者委員会で議論すべき範囲（スコープ） ・ 前回委員会における次回見直し時の検討観点 ・ 上記検討観点に対する方向性 ・ 今後のスケジュール
第2回 令和8年8月5日	・ 第1回の議論を踏まえた新基準の方向性（案） ・ 業務実態調査項目・方法
業務実態調査の実施（8月上旬～9月下旬）	
第3回 11月上旬	・ 業務実態調査結果報告（新基準案への反映結果を含む） ・ 将来、基準等を見直すための手続き（考え方）
第4回 12月上旬	・ 新基準案の策定 ・ 将来、基準等を見直すための手続き（方法論） ・ 自賠責保険審議会報告内容
自賠審 令和9年	・ 基準等の改定内容の報告 ・ 将来、基準等を見直すための手続き導入の報告

※第3回目以降の第三者委員会の日程は今後調整

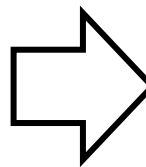
2. (3) 第1回・第2回での議論内容

- 第1回では、前回2024年度に「次回見直し時の検討観点」とした課題への対応是非や方向性について議論
- 第2回では、第1回の項目のうち検討中とした課題に加え、業務実態調査項目・方法について議論

	主な論議内容
前回2024年度に「次回見直し時の検討観点」とした課題への対応是非や方向性	<業務実態調査関連> ・「①測定者/集計者」の選定について（4（1）①） ・「②実態調査期間」の設定について（4（1）②） ・「③デジタル技術の活用」について（4（1）③） ・「④業務実態調査の効率化」について ⇒契約引受に関する調査要否（4（3）ア※報告のみ） ⇒代理店に関する調査要否（4（3）イ） ⇒損害調査に関する調査要否（4（3）ウ） <経費計算方法関連> ・「⑤経費計算方法」について ⇒1人1分当たり給与額の計算方法（4（2）ア） ⇒外部委託費用の計算方法（4（2）イ） ⇒件数割換算係数（4（2）ウ）
業務実態調査項目 ・方法等	・第1回でフィージビリティ確認中としていた項目について ・第1回の議論を踏まえた新基準の方向性（案） ・業務実態調査方法



今回
(第1回)
で議論



次回
(第2回)
で議論

3. 前回「次回見直し時の検討観点」とした項目

■ 前回2024年度の委員会において、次の経費計算基準等の見直し時の検討観点とした項目は以下のとおり。

【業務実態調査関連】（第150回自賠審資料の再掲）

	検討観点	考えられる方向性・現時点での評価
①測定者/ 集計者	今回調査では、客観性・透明性確保の観点で、調査時に損害保険料率算出機構が同行のうえ、調査内容について精査することとしたが、将来的には第三者機関の活用等も考えられる	- 完全な第三者による調査・集計は透明性の観点では望ましい - 一方、調査費用が大きくなる - また、実際に今回調査をした結果、実態を把握するには、相当な実務知識がないと抜け漏れ等が生じる可能性がある」と判明した
②実態調査 期間	今回調査は第三者委員会での議論スケジュールも踏まえ、9月～10月での実施となったが、将来的には見直しの内容に応じて調査期間を変更することが考えられる	- 季節性の影響を極小化し、保険会社調査ロードを分散させる観点で、調査期間を拡大するといった方向が考えられる - 一方、調査期間の拡大により調査ロードが増加する可能性もある - 今回の調査では決算期に調査が及ぶと営業社員の負担が大幅に増加するといったことも判明したため、決算期にかからない期間が望ましい
③デジタル 技術の活用	今回調査は各社および代理店での実測・聴取による調査を実施したが、将来的にはデジタル技術等の活用による調査の高度化が考えられる	- 今回は前回調査から10年以上経過したこともあり、調査趣旨をよく理解いただく観点から、保険会社社員が直接課支社に訪問を行い調査を実施したが、今後見直し頻度が高まることもありオンラインでの調査等が考えられる - 外部委託先では事務作業の効率性を委託元に示す観点から平時から処理分数を記録しているケースがあり、外部委託の進展に伴いデータ精度が向上する可能性がある - 保険会社においても可能な範囲でデータ等を事前に蓄積しておくことも考えられる一方、多岐に亘る調査項目をシステム化するには各社におけるデータインプットのロードやシステム開発コストを考慮する必要がある
④業務実態 調査の効率 化	業務実態調査は保険会社・代理店における調査ロード・コストを要し、それらのコストは自賠責保険料に転嫁され最終的に契約者の負担となることから、可能な範囲で調査の効率化を検討することが考えられる	- 今回の実態調査の結果、処理分数が僅少であった調査項目の省略や統計的安定性を損なわない範囲でのサンプルサイズの削減が考えられる (参考) 今回実態調査における調査ロード・コスト - 人的コスト: 対応人数5,015人、対応総時間46,790時間 - 物的コスト: 466万円

3. 前回「次回見直し時の検討観点」とした項目

【経費計算方法関連】 (第150回自賠審資料の再掲)

	検討観点	考えられる方向性・現時点での評価
⑤経費計算方法	経費計算基準の計算方法に関して、現時点で考えられる対応案をメリット・デメリットも踏まえ議論いただいたが、採用した案についても将来デメリットを解消することができるか引き続き検討を行っていく。	- 今回の対応案のデメリットに対する今後の方向性は以下の通り。将来的にデメリットが解消可能であれば改めて対応方針について検討を行うことが考えられる。 1人1分当たり給与額の計算方法 - 役職者が自賠責業務を担うケースは多くないとサンプル調査で示されたなかで、実態に合わない可能性があることから、次回以降、役職者が自賠責業務を担う割合の調査に関して精緻化を図り、実態を反映する方法を検討する - 外部委託費用の計算方法 - 集約化による業務効率化と均質化による品質向上を目的に外部委託を行っているが、保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されないことから、次回以降、委託費用単価の把握方法の精査を行い、妥当な方法を見出し次第、反映する - 件数割換算係数 - 件数割換算係数適用費目のうち、金額的に大きい雑費グループはその多くが本社経費に相当する内容であり、営業推進等の要素が少なく件数割換算係数を適用する必要性が相対的に小さい。そのため営業推進活動が相対的に多い交通費・通信費の調査結果の2/10よりも実態は大きい係数を適用することがより妥当と考えられるものの、雑費グループは統一的な調査が難しいことから、今回見直しでは交通費・通信費で調査した件数割換算係数を準用することとした - 次回以降、雑費グループの支出内容に応じた効率的な調査手法を精査し妥当な方法を見出し次第、反映する

4. (1) 業務実態調査関連 ①測定者/集計者の選定

- 「①測定者／集計者」については、特に測定時の客観性・透明性の向上要否が論点。
- 対応案として、測定者について、前回と同様に一部調査に損保料率機構（以下、機構）が同行し調査内容を精査する案1、一部調査に第三者機関と機構が同行し調査内容精査と調査監視をする案2が考えられる。

検討観点	・ 前回調査では、客観性・透明性確保の観点で、調査時に損害保険料率算出機構が同行のうえ、調査内容について精査することとしたが、将来的には外部から見た透明性向上の観点で第三者機関の活用等も考えられる。		
論点	・ 測定は、一定の統一的な調査方法を定めるものの、個々のケースすべてに客観的ルールを定めることが困難であり、外部から見て同一業界と捉えられうる機構と損保協会のみでは、透明性が低いと捉えられる可能性がある。 ・ 集計は、本委員会でも報告予定の客観的な統計的基準に基づき処理をしており、恣意性は働きづらい(※1)。 ・ 第三者機関を活用する場合、自賠法二十五条の「能率的な経営の下」を踏まえて、費用対効果を含め検討する必要がある。		
方向性		案1（前回と同様）	案2
	測定者	一部拠点に機構同行（引受調査：90拠点中15拠点）	一部拠点に 第三者機関 と機構が同行（拠点数：案1同様）
	集計者	損保協会（統計的処理ルールに基づき集計）	損保協会（統計的処理ルールに基づき集計）
	メリット	・ 比較の実務を把握している機構が同行しており、調査内容に関して異常等(※2)の判断が可能（測定） ・ 案2対比でコストはかからない	・ 比較の実務を把握している機構が同行しており、調査内容に関して異常等(※2)の判断が可能（測定） ・ 第三者機関が各拠点での調査について監視することで、より透明性を高められる（測定）
	デメリット	・ 外部から見ると、透明性が低いと捉えられる可能性がある	・ 追加のコストがかかる
	コスト	・ 前回同様、機構に対し費用の支払いはない予定	・ 第三者機関としては、会計監査法人を想定 ・ 調査に係る費用は案1対比で+200万円程度（現在詳細な見積もり依頼中）

※1 前回同様、統計的処理ルール(前回は平均値から±2σ以上乖離したデータとして外れ値として控除)を定め、本第三者委員会に統計処理ルールを提示・論議するとともに、本ルールに基づいて集計することで恣意性の排除および透明性の確保が可能と考えられる。なお、前回は機構同行拠点とそれ以外で大きな差が無かった。

※2 処理分数の計測や記録において分数を過大に記録する等。

論議いただきたいポイント

- 案1と案2のどちらが望ましいか。あるいは他の案があるか。
- 損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて設立された公正な機構の同行のみの案1対比で、案2は外部から見た透明性を向上する観点で費用対効果があるか。

4. (1) 業務実態調査関連 ②実態調査期間③デジタル技術の活用

- 「②実態調査期間」については、第三者委員会開催のスケジュールに合わせて実施することが考えられる。
- 「③デジタル技術の活用」については、対応可能な部分から順次活用していくことが考えられる。

	検討観点	論点	方向性
②実態調査期間	・ 前回調査は第三者委員会での議論スケジュールも踏まえ、9月～10月での実施となったが、将来的には見直しの内容に応じて調査期間を変更することが考えられる	・ 季節性の影響を極小化し、保険会社調査ロードを分散させる観点で、調査期間を拡大するといった方向が考えられる ・ 前回の調査では決算期に調査が及ぶと営業社員の負担が大幅に増加するといったことも判明したため、決算期にかからない期間が望ましい	・ 調査期間は8月上旬（第2回終了後）～9月下旬とする。 ※なお、見直し内容の確定に合わせ具体的な日程を決定する。 ・ 全体的なスケジュールを踏まえると、調査期間の拡大は困難であるが、決算期に係らないスケジュールにすべく、前回より前倒す。
③デジタル技術の活用	・ 前回調査は各社および代理店での実測・聴取による調査を実施したが、将来的にはデジタル技術等の活用による調査の高度化が考えられる	・ 調査をオンラインで実施することはできないか。 ・ 外部委託先が管理しているデータについては使用できないか。 ・ 各社システム化によるデータの事前蓄積はできないか。	・ 調査は現行通り対面で実施する。 ・ ヒアリング等はオンラインの活用も考えられるが、処理分数の測定という調査は対面で実施する必要があるため、まとめて対面で実施する方が効率的。 ・ 各社のシステム化によるデータの事前蓄積は、多岐に亘る調査項目をシステム化するための各社におけるデータインプットのロードやシステム開発コストを考慮すると困難。 ※なお、外部委託先が管理しているデータのうち活用可能なものがある場合は活用する。

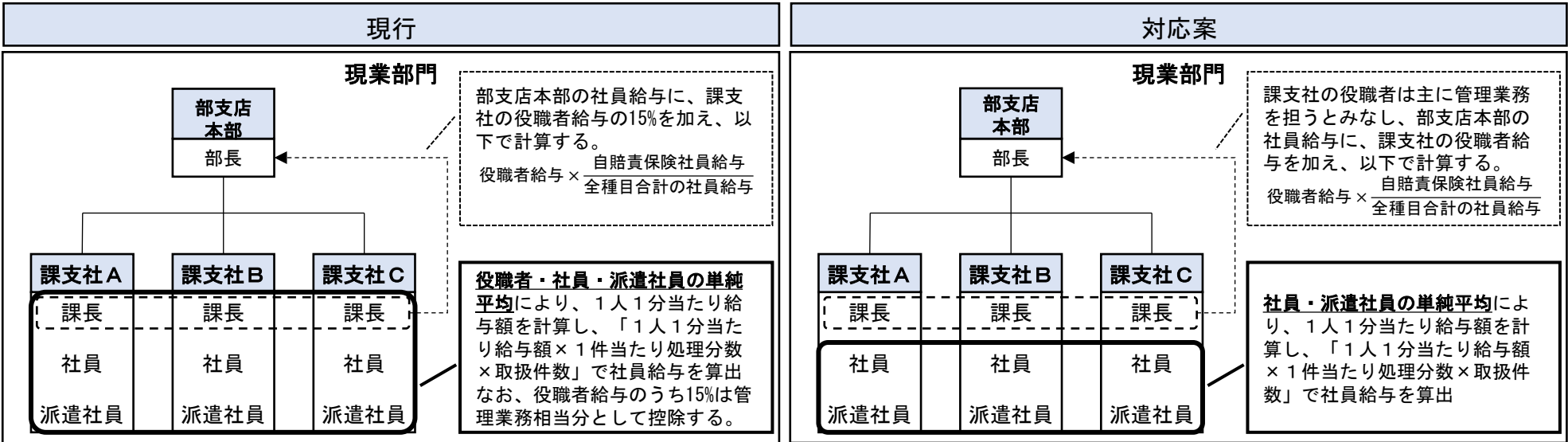
※④業務実態調査の効率化については、P.18以降に掲載

論議いただきたいポイント

- 上記方向性以外の考え方があるか。
- 実態調査のフィジビリティ等の観点を踏まえ、上記方向性で検討を行うのが望ましいか。

4. (2) ア. 1人1分当たり給与額（役職者）の計算方法 前回の検討結果

- 24年度見直しにおいては、「役職者が自賠責契約の引受け等の実務部分に關与していることが少ない」という前提のもと、「1人1分当たり給与額の計算から除き、部支店本部と同様の計算方法にすべきではないか」という課題認識があり、この前提について、実態と合っているか、20件のサンプル調査により確認した。
- 結果、役職者が自賠責実務を担うケースは多くないと確認されたものの、見直しによる経費変動(約+100億円：参考資料6)に対する対外説明の観点で、サンプル数が限られた統計的信頼性の低い調査に基づくものでは説明が難しいことから見直しを見送った。
- 他方、ノーロス・ノープロフィットの原則の観点からは、保険会社が必要な経費を適切に計上できないことに対する、制度の持続可能性に関わる問題があり得るとの見解も示され、次回見直しに向けては、当該調査に関して精緻化（統計的信頼性の向上）を図り、同様の結果が得られる場合には実態を反映していくこととした。



【24年度実施サンプル調査】

調査手法		調査結果
契約引受	・ 自賠責契約引受を行う営業課支社を5つ選定 ・ 課支社長等に業務項目ごとの役職者実務割合（管理業務以外の割合）を聴取 ・ サンプルサイズ：4社×5拠点=20件	役職者実務割合 0.8%
損害調査	・ 自賠責保険金支払を行う損害課支社を5つ選定（一括払任意社：3拠点、一括払自賠社：1拠点、一般払：1拠点） ・ 課支社長等に業務項目ごとの役職者実務割合（管理業務以外の割合）を聴取 ・ サンプルサイズ：4社×5拠点=20件。	役職者実務割合 4.3%

4. (2) ア. 1人1分当たり給与額（役職者）の計算方法 高度化の方向性

- サンプル数は、統計的信頼性の高い調査とするため、他の実態調査と同程度の課支社数とする。
- 調査内容は、現行の計算式に適合させるため、右表のとおり「役職者業務のうち実務業務割合」とし、現行の計算式の「15%」を洗い替える。
- 各社における本調査案のフィージビリティは現在確認中。確認結果および本日の議論を踏まえ、第2回にて決定する。

現業部門

部支店本部

部長

課支社A

課支社B

課支社C

課長

社員

派遣社員

課長

社員

派遣社員

課長

社員

派遣社員

部支店本部の社員給与に、課支社の役職者給与の15%を加え以下で計算する(※)。

役職者給与
自賠責保険社員給与
×
全種目合計の社員給与

役職者・社員・派遣社員の単純平均により、1人1分当たり給与額を計算し、「1人1分当たり給与額×1件当たり処理分数×取扱件数」で社員給与を算出

なお、役職者給与のうち15%は管理業務相当分として控除する。

※計算式中の「全種目合計の社員給与」には営推要素が含まれ、「自賠責保険社員給与」には営推要素は含まれていない。

	調査割合	備考
調査案	役職者業務における実務業務割合 (現在の15%以外の割合)	種目問わず保険契約手続きなど実務対応割合 <主な実務内容> ・新契約手続き ・異動、解約、取消手続き ・証券・証明書再交付 ・勘定管理 ・満期対応漏れ防止対策 ・代理店登録・解約 ・日常業務指導管理
(参考) 前回サンプル調査と同様の手法	自賠の保険契約・損害調査手続きにおける役職者割合	以下の分母・分子の定義のイメージ <分子> 自賠の保険契約・損害調査手続きに関する実務(決裁業務等)の役職者業務 <分母> 自賠の保険契約・損害調査手続きに関する実務(決裁業務等)の役職者・社員・派遣社員業務

- 論議いただきたいポイント
- 前回の第三者委員会では、見直しによる影響額も踏まえ、サンプル数を拡充して統計的信頼性を確保すること等により対外的な説明責任を確保した上で、実態を反映することが望ましいとした点を踏まえて、今回の対応案についてご意見をいただきたい。
 - 上記計算方法案および調査案以外に考えられる案はあるか。

4. (2) イ. 外部委託費の把握方法 前回の検討結果

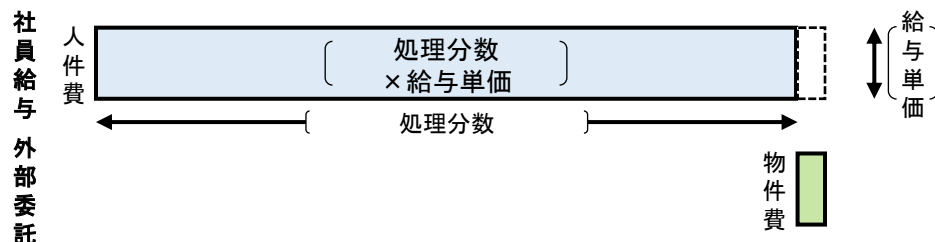
前回第三者委員会
第5回資料より抜粋

- 外部委託費用については、第2回第三者委員会において、現行の経費把握方法、課題および対応案のメリット・デメリットも踏まえ論議いただき、今回の見直しにおいては**案①（物件費から外部委託費を控除し、1件当たり処理分数に含めて把握）**とする。
- 但し、案①についても、保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されないといった課題が残るため、**これらの課題を解消して精緻化すべく、将来の見直しにおいてさらなる高度化に向けた検討を行うこととする。**

①現行経費計算上の課題

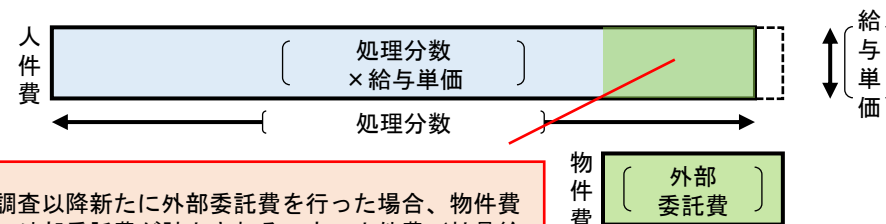
【実態調査時点】

人件費（社員給与）で計算する「処理分数」は、実態調査時点での外部委託分を控除した社員のための業務にて設定。



【一定期間経過後】

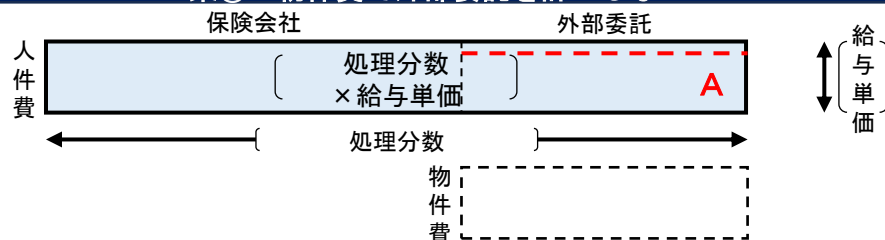
実態調査以降新たに外部委託を行った場合、物件費として外部委託費を計上する一方で、人件費（社員給与）における処理分数が固定されて計上される。



実態調査以降新たに外部委託費を行った場合、物件費として外部委託費が計上される一方、人件費（社員給与）における処理分数が固定されて計上されるため、外部委託が進展すると当該費用の二重計上が生じうる。

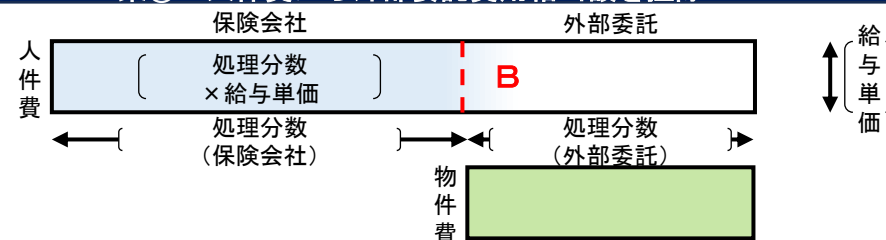
②課題と対応案に関するこれまでの論議内容

案①：物件費で外部委託を計上しない



- ・ 保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されない（A）
- ・ 給与単価を委託費用単価に調整するためには、自賠責業務のみに関する委託先での人件費単価や必要経費等を把握する必要があるが、グループ外への委託や種目共通での委託等もあり、現時点ではその把握は難しい

案②：人件費から外部委託費用相当額を控除



- ・ 各社ごとに外部委託相当の処理分数の把握が必要（B）
- ・ 各社の外部委託業務内容は多様であり、かつ外部委託内容等も変化するため、1件当たり処理分数のうち、外部委託相当分の分数を各社が切り分けて把握することが難しい（*1）
- ・ みなしを含む場合、分数を恣意的に設定する懸念がある
（*1）外部委託と社員両方が対応する業務や料率改定時の差額精算等スポットで発生する業務を外部委託するケース等では切り分けが難しい

4. (2) イ. 外部委託費の把握方法の変更案

- 保険会社の給与単価と外部委託単価の差が反映されない課題に対する対応案は下表の通り。
- 外部委託は、各社ごとに実態が大きく異なり、かつ毎期委託先・委託業務に変動があることから、全社平均値を用いるのは不適であり、**個社ごとに毎決算期に計算を行える必要がある**。
- 上記の前提で、フィージビリティも踏まえつつ、現行の計算方法を高度化する方向性としては、**案①-a**が考えられる。

	案①（24年度採用）の高度化		案②の高度化
	①-a	①-b	②
対応案	給与単価を外部委託先費用も含めて補正 (人材派遣料と同じ手法で人件費単価を調整) 【計算式】 $\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料} + \text{外部委託費用}}{(\text{社員数} + \text{派遣社員数} + \text{外部委託先人数}) \times \text{年間実働時間}}$	社員と外部委託先の給与単価を それぞれの割合で加重平均 【計算式】 $\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料}}{(\text{社員数} + \text{派遣社員数}) \times \text{年間実働時間}} \times \text{保険会社割合} + \frac{\text{外部委託費用}}{\text{外部委託先人数} \times \text{年間実働時間}} \times \text{外部委託先割合} (*1)$ (*1) 保険会社・外部委託先割合は、業務実態調査で計測した個社ごとの1件当たり処理分数の割合を用いる	外部委託先処理分数を計測し控除
メリッ ト	- 恣意性がなく、客観的な計算が可能 - 個社ごとの実態を反映できる（給与単価は個社実績を用いるため、各社により異なる外部委託の実態を整合的に反映できる） - 新たな外部委託が発生した場合もタイムリーに反映可能	案①-aに加え、保険会社と外部委託先の業務割合の差を調整可能	実際の業務を外部委託先で実施しているという実態と整合的
デメ リット	社員と外部委託先の人数割合と業務割合がかけ離れている場合、実態から乖離する可能性がある	- 保険会社・外部委託先割合に用いる個社ごとの1件当たり処理分数はサンプルサイズが小さく、統計的信頼性がない - 個社の調査結果を用いる場合、異常値等の統計的ルールによる恣意性の排除が困難 - 新たな外部委託が生じるケースなど、保険会社・外部委託先割合を毎期調査することは困難	- 個社ごとの1件当たり処理分数はサンプルサイズが小さく、統計的信頼性がない - 個社の調査結果を用いる場合、異常値等の統計的ルールによる恣意性の排除が困難 - 新たな外部委託が生じるケースなど、1件当たり処理分数を毎期調査することは困難

4. (2) イ. 外部委託費の把握方法の変更(変更案①-aの算出方法)

- 案①-aについて、「外部委託先人数」を正確に把握するためには全種目におけるグループ内外の外部委託先を全て対象とする必要があるが、その把握には実務上の課題がある。
- そのため、以下のⅠを基本としつつ、個社ごとの毎決算対応のフィージビリティを踏まえ「自賠関連部委託先人数」や「グループ内外部委託先人数」を用いて、「外部委託先人数」を補完的に算出するⅡ～Ⅳの手法も許容可とする。
- 各社における本調査案のフィージビリティは現在確認中。確認結果および本日の議論を踏まえ、第2回にて決定する。

	調査対象の委託先 グループ内外	調査対象の委託先 全種目・自賠のみ	計算式(グループを「G」で表記)
Ⅰ (理想的)	グループ内外	全種目	$\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料} + \text{外部委託費用}}{(\text{社員数} + \text{派遣社員数} + \text{外部委託先人数}) \times \text{年間実働時間}}$
Ⅱ		自賠関連のみ (自賠以外人数は 見做し)	$\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料} + \text{外部委託費用}}{\left(\text{社員数} + \text{派遣社員数} + \text{自賠関連外部委託先人数} \times \frac{\text{外部委託費用}}{\text{自賠関連外部委託費用}} \right) \times \text{年間実働時間}}$
Ⅲ	グループ内のみ (グループ外 人数は 見做し計算)	全種目	$\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料} + \text{外部委託費用}}{\left(\text{社員数} + \text{派遣社員数} + \text{G内外部委託先人数} \times \frac{\text{外部委託費用}}{\text{G内外部委託費用}} \right) \times \text{年間実働時間}}$
Ⅳ		自賠関連のみ (自賠以外人数は 見做し)	$\frac{\text{社員給与} + \text{人材派遣料} + \text{外部委託費用}}{\left(\text{社員数} + \text{派遣社員数} + \text{G内自賠関連外部委託先人数} \times \frac{\text{外部委託費用}}{\text{G内自賠関連外部委託費用}} \right) \times \text{年間実働時間}}$

※外部委託先人数は委託先のグループ内外や種目によって把握できる範囲が変わってくるため、上表のとおりパターン分けしている
 ※上記についてはいずれも営業・損害課支社の委託業務(サービス部門は除く)
 ※委託先人数は、当該会社の委託業務に関与している委託先の人数であり、他社委託業務に関与する委託先人数は含めない。

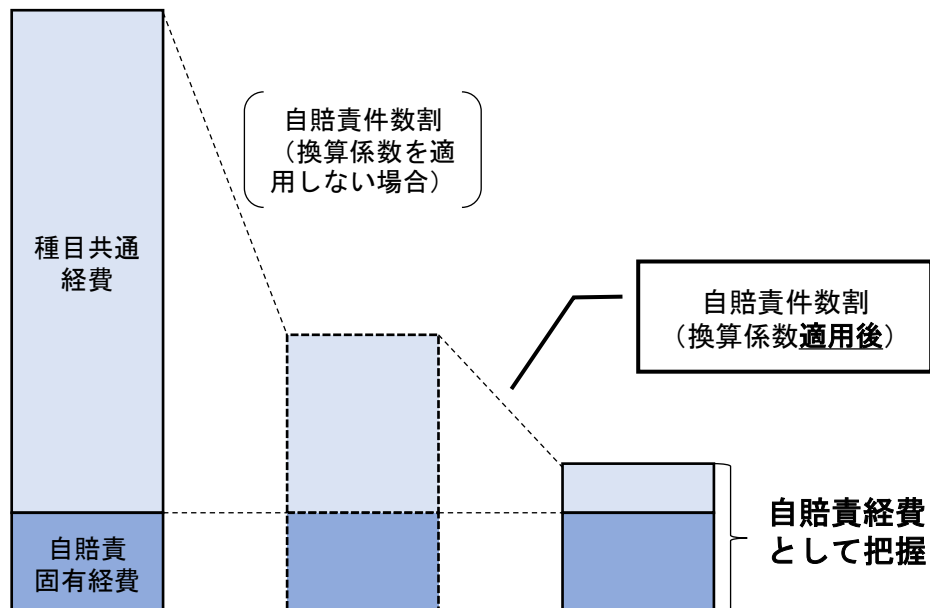
論議いただきたいポイント

- 前ページおよび上記変更案以外に考えられる対応案があるか。
- 決算上のフィージビリティ等の観点を踏まえ、少なくとも現行よりも実態を反映可能な変更案①-aとすることで良いか。変更案①-aを進めるにあたり追加の検討観点はないか。

4. (2) ウ. 件数割換算係数 前回の検討結果

検討経緯	■ 物件費のうち、交通費、通信費、印刷費、雑費については、件数割合に応じて経費配賦を行うが、他の保険種目との費用区分の均衡を図る趣旨から、自賠責保険の契約件数は「10分の1」に補正することとされていた。 ■ 当該「10分の1」は昭和52年4月の改定時に決定されており、今日的な根拠が不明であったため、件数割の代表的な費目かつ調査可能な費目として交通費・通信費を選定し、業務実態調査を行う課支社において、調査期間中1日における交通・通信利用の保険種目別割合を調査し、他の印刷費や雑費にも準用することとした。
調査結果および課題	■ 調査の結果、営業推進活動等が含まれる他の保険種目と異なり、自賠責保険においては契約1件当たりの交通・通信利用実態が他の保険種目対比で少ないことが確認され、件数割換算係数は「10分の2」という結果となった。 ■ 一方、件数割換算係数適用費目のうち、金額的に大きい雑費グループはその多くが本社経費に相当する内容であり、営業推進等の要素が少なく件数割換算係数を適用する必要性が相対的に小さい。 ■ そのため、雑費グループについては、営業推進活動が相対的に多い交通費・通信費の調査結果の「10分の2」よりも実態は大きい係数を適用することがより妥当と考えられるものの、雑費グループは統一的な調査が難しいことから、交通費・通信費で調査した件数割換算係数を準用することとした。 ■ 次回以降、雑費グループの支出内容に応じた効率的な調査手法を精査し妥当な方法を見出し次第、反映することとした。

(参考) 件数割による自賠責経費(営業費)の把握方法

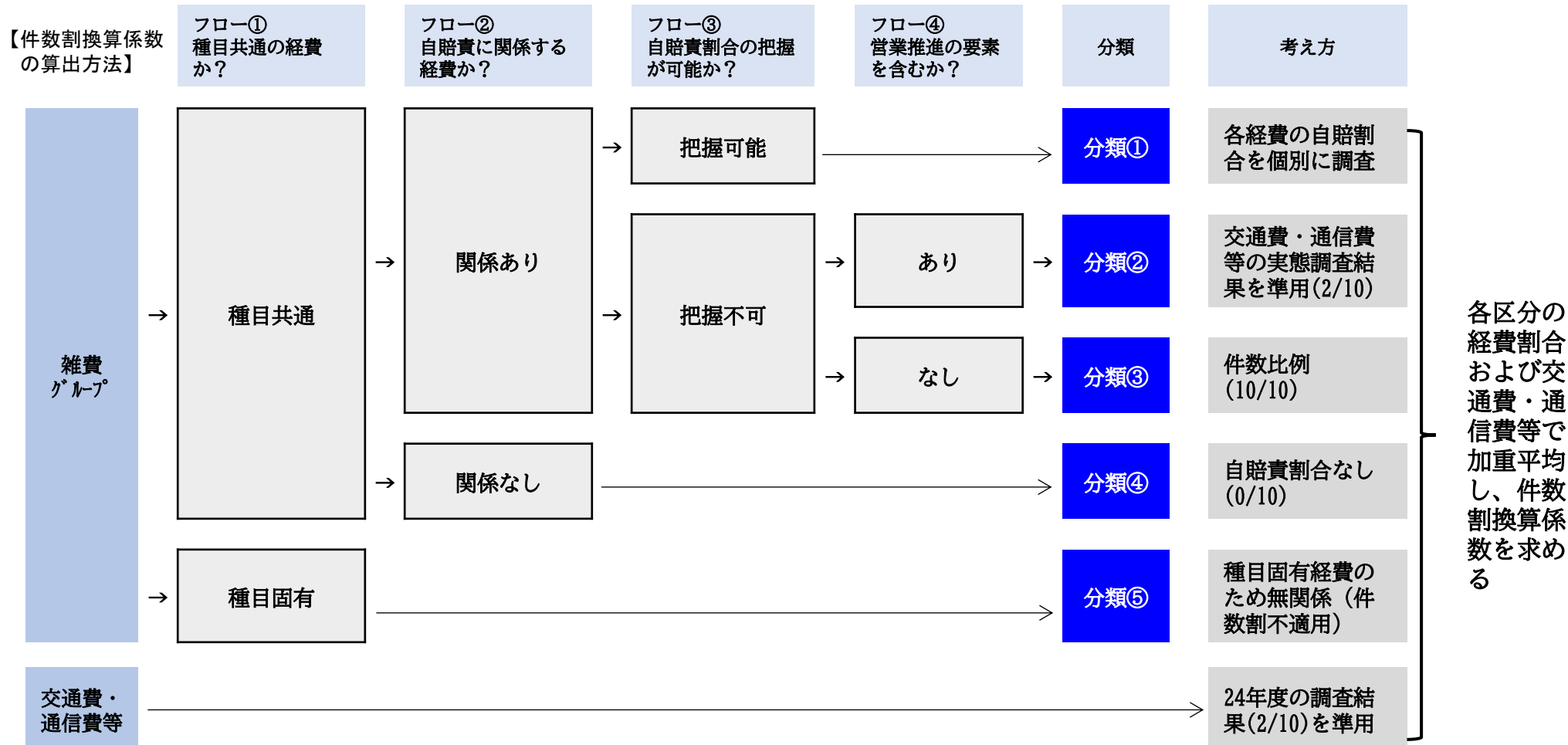


(参考) 雑費グループの主な支出内容

- ・ 事務委託費 (システム開発委託)
- ・ 事務委託費 (システム運営委託)
- ・ 事務委託費 (その他)
- ・ 調査委託費 (ソフトウェア購入)
- ・ 不動産外注費
- ・ その他外注費
- ・ 法務監査報酬
- ・ 送金手数料
- ・ 運送費
- ・ 損害保険料 (不動産・その他)

4. (2) ウ. 件数割換算係数 調査案

- 雑費グループを含めた件数割換算係数に関する調査案を業界内で検討している。
- 雑費グループは多様な支出内容を含んでおり、自賠責割合の把握が困難な経費も多いため、以下のフローにより経費を①～⑤に分類したうえで換算係数を算出する案が考えられる。（本対応案に対するフィージビリティは確認中。具体的な調査方法と合わせて第2回で報告予定）



論議いただきたいポイント

- フィージビリティが確認できる前提で本対応案とする方向で良いか。その他考慮すべき要素等はあるか。

4. (2) ウ. <参考>分類①～⑤の内訳

■ 分類①～⑤に判定された雑費の主な支出の具体例は以下の通り。

分類	概要・代表例	具体例
①	事務委託費用（契約引受関連等）	・ 自賠責保険含む任意保険の事務委託費（主にG内委託先） ・ コールセンター業務、計上システムのヘルプデスク、申込書等のファイリング等
②	全保険種目共通の営推システム	・ 代理店への保険販売支援システム ・ 販売支援に関する外部委託費
③	システム運営費用（社内管理関連等） 事務委託関連費用	・ メール、社内イントラネット等の社内システム運営維持管理費用 ・ 代理店向けオンラインシステムのメンテナンス費用 ・ 財務会計、請求書関連システム運営費用 ・ 外部会社・関連会社への委託費用、派遣費用
④	任意保険の販売関連施策に係る費用	・ 任意保険に関する代理店への販売支援業務委託費用 ・ 任意保険共通で提供するサービスの委託費用
⑤	種目固有のシステム関連費用	・ 自動車保険固有の販売管理システム運営費

4. (3) 前回調査票項目における影響確認

- 前回「次回見直し時の検討観点」とした項目のうち「業務実態調査関連・④業務実態調査の効率化」や、検討のスコップした「非対面手続き率」の増加や今日的な業務フローを踏まえた、経費計算基準や基礎数値の見直し範囲・方向性」の検討においては、下表ア. ～ウ. の調査項目について検証が必要。
- 第1回では、イ. ウ. について方向性を確認したい。(P. 21、P. 22に議論内容掲載)

④業務実態調査の効率化について

調査項目	ア. 契約引受	イ. 代理店	ウ. 損害調査
検証内容	・ 前回調査票の各項目について、前回調査から業務に変更がないか網羅的な検証 ・ One-JIBAIの進展の影響を受ける項目について検証 <One-JIBAIについて> ・ スマートフォンやPC等を使って、異動・解約の手続きが可能に。 ・ 自賠責保険料等を払い込む際、お客さまご自身のクレジットカードでもお支払いが可能に。 ・ 手続き完了後、自賠責証明書を「One-JIBAI」からPDFデータでダウンロードすることが可能に。		・ 前回調査票の各項目について、前回調査から業務に変更がないか網羅的な検証 ・ s-JIBAIの利用率を定量的に検証 <s-JIBAIについて> ・ 自動車による人身事故における自賠責保険の損害調査業務・支払い業務では、保険会社間において診断書、証明書等の請求関係書類に関して紙の原本を郵送し合うフローとなっている。 ・ これについて、各社の自賠責保険の請求関係書類を電子化して共有し合い、調査・精算処理をペーパーレス化するもの。
備考	・ 影響がある業務の概要はP. 19掲載。	・ 前回調査票および議論頂きたい事項については、P. 21に掲載。	・ 前回調査票およびs-JIBAIの利用率の確認結果、議論頂きたい事項については、P. 22に掲載。

4. (3) 前回調査票項目における影響確認 ア. 契約引受

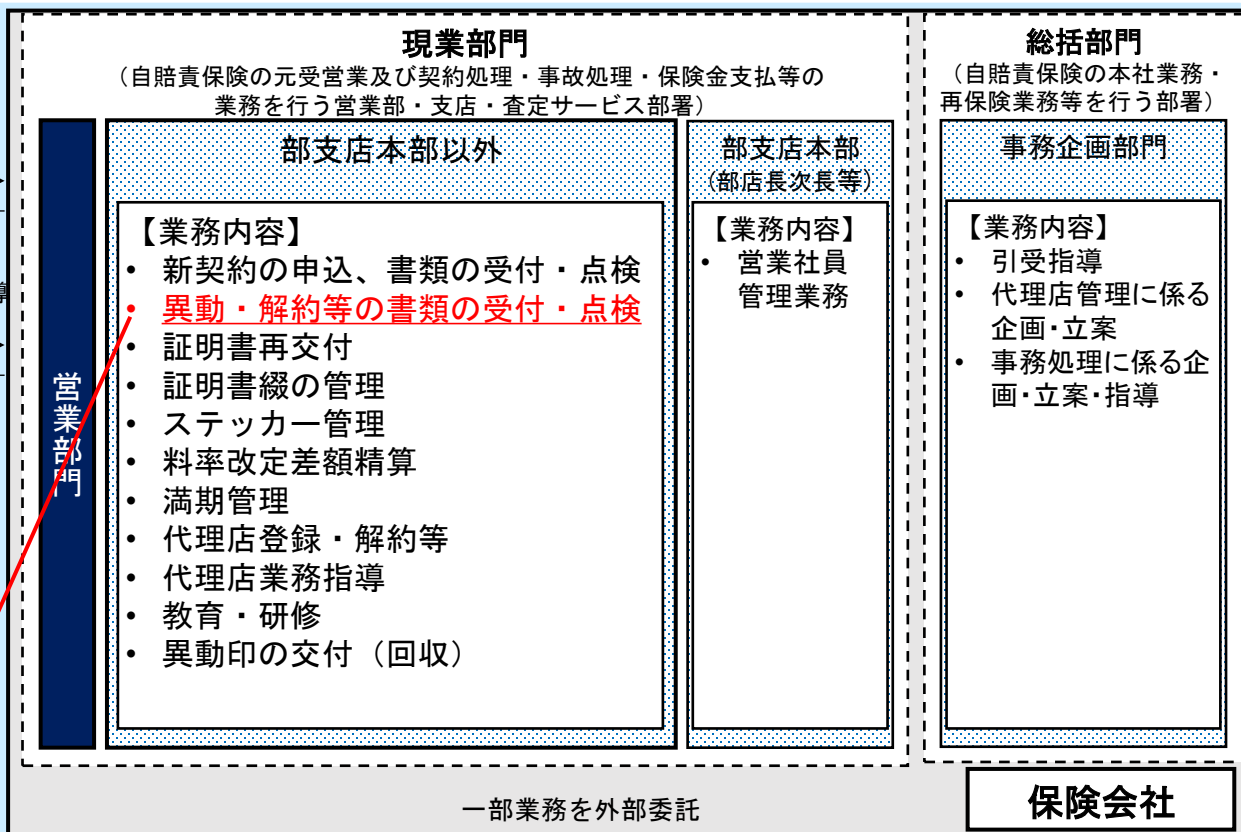
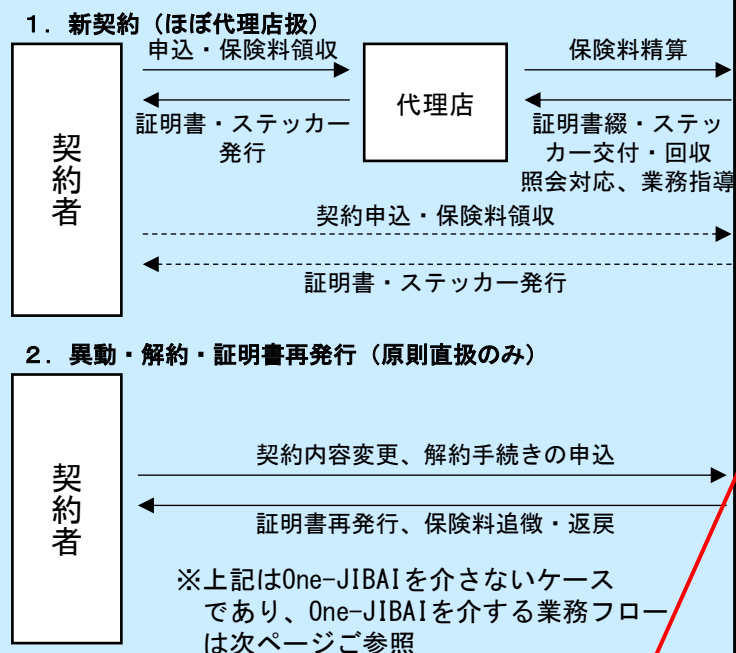
■ 検討観点の「業務実態調査関連・④業務実態調査の効率化について」におけるア. 契約引受について、前回調査票の各項目について、業務に変更がないか網羅的な検証を行った。

項目	ア. 変更・影響がある業務、調査票項目の確認（契約引受）						
検証結果	前回 調査票NO	内容	影響有無	前回 調査票NO	内容	影響有無	
	1	新契約	無	10	無保険自動車発生防止策・代理店登録 解約業務・日常業務指導管理等	—	
	2	保険料増減あり（異動・解約・訂正再交付・取消）	有		①	車検対象外車種の満期管理業務	無
	3	保険料増減なし（異動・訂正再交付）	有		②	車検対象車種の満期管理業務	無
	4	証明書再交付（滅失・損傷・識別困難等に伴うもの）	有		③	代理店登録・解約等（含む特約代理店締結・解除）	有
	5	証明書再交付（誤契約に伴うもの）	有		④	代理店業務指導（A）	有
	6	証明書綴管理	有		⑤	代理店業務指導（B）	有
	7	ステッカー管理	有		⑥	異動印の交付（回収）	無
	8	料率改定差額精算	有		<補足> ・調査票7については、共同印刷開始に伴うステッカー関連業務に影響有とした。 ・調査票8の差額精算については、One-JIBAIで対応可能であるため影響有とした。 ・調査票10の③～⑤については、代理店へOne-JIBAIシステムに関する指導およびそれらに関する契約者、代理店からの照会等が含まれるため影響有とした。		
	9	残高管理（残高・照合等）	無				
備考	・現時点では影響有無の確認のみ実施した。 ・実際の個々の調査要否については、一部調査をしないことの影響を精査して、全体設計をする必要があるため、第2回で議論させて頂きたい。						

4. (3) <参考> 定量基準に達した異動・解約手続きについて

- 自賠責保険の契約引受に係る業務フローと経費計算方法の関係は下表の通り（会社間で業務フローに大きな差はない）。
- 契約引受の中心を担う現業部門の業務内容として、「異動・解約等の業務の受付・点検」がある。
- 「One-JIBAIによる異動・解約手続きの非対面化」が進んだことにより、保険会社の上記実務に影響が生じていると考えられる。

【自賠責業務フロー（契約引受）】



One-JIBAIによる異動・解約手続きの非対面化が進んだことにより、保険会社の実務に影響が生じていると考えられる。

4. (3) 前回調査票項目における影響確認 イ. 代理店

■ 検討観点の「業務実態調査関連・④業務実態調査の効率化について」におけるイ. 代理店について、前回調査票の各項目について、業務に変更がないか網羅的な検証を行った。

項目	イ. 変更・影響がある業務、調査票項目の確認（代理店）																																		
検証結果	<table><thead><tr><th>前回調査票NO</th><th>内容</th><th>今回調査要否</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>契約・異動 1 件当たり所要分数調査</td><td>否</td></tr><tr><td>2</td><td>自賠償従事割合に係る調査</td><td>否</td></tr><tr><td>3</td><td>交通費・通信費・消耗品費に係る調査</td><td>否</td></tr><tr><td>4</td><td>交通費・通信費・消耗品費以外の経費に係る調査</td><td>否</td></tr><tr><td>5</td><td>【任意記入項目】その他の経費</td><td>否</td></tr></tbody></table>	前回調査票NO	内容	今回調査要否	1	契約・異動 1 件当たり所要分数調査	否	2	自賠償従事割合に係る調査	否	3	交通費・通信費・消耗品費に係る調査	否	4	交通費・通信費・消耗品費以外の経費に係る調査	否	5	【任意記入項目】その他の経費	否		<table><thead><tr><th>人件費・1 件当たり所要時間</th><th>前回調査結果</th></tr></thead><tbody><tr><td>契約締結・証明書交付</td><td>6.7分</td></tr><tr><td>保険料精算、計上</td><td>6.6分</td></tr><tr><td>証明書・満期通知等の送付（往訪）</td><td>5.2分</td></tr><tr><td>保険会社との業務打ち合わせ等</td><td>2.4分</td></tr><tr><td>異動受付～完了</td><td>0.1分</td></tr><tr><td>合計（1件当たり所要時間）</td><td>21.0分</td></tr></tbody></table>	人件費・1 件当たり所要時間	前回調査結果	契約締結・証明書交付	6.7分	保険料精算、計上	6.6分	証明書・満期通知等の送付（往訪）	5.2分	保険会社との業務打ち合わせ等	2.4分	異動受付～完了	0.1分	合計（1件当たり所要時間）	21.0分
	前回調査票NO	内容	今回調査要否																																
	1	契約・異動 1 件当たり所要分数調査	否																																
	2	自賠償従事割合に係る調査	否																																
	3	交通費・通信費・消耗品費に係る調査	否																																
	4	交通費・通信費・消耗品費以外の経費に係る調査	否																																
	5	【任意記入項目】その他の経費	否																																
人件費・1 件当たり所要時間	前回調査結果																																		
契約締結・証明書交付	6.7分																																		
保険料精算、計上	6.6分																																		
証明書・満期通知等の送付（往訪）	5.2分																																		
保険会社との業務打ち合わせ等	2.4分																																		
異動受付～完了	0.1分																																		
合計（1件当たり所要時間）	21.0分																																		
※代理店においても異動に関する業務は存在するが、上表の通り、全体に占める割合はごく微小。これは、実際に代理店が異動対応をする件数がほとんどなく、保険会社で対応しているため。																																			
方向性	・ 代理店への調査については対象外とする。理由は以下のとおり。 ✓ 代理店が異動対応を行う件数が少なく、One-JIBAIの進展による業務への影響が微小である ✓ 業務実態調査により計測するものは所要分数等の基礎値であり、経済環境変化に伴う賃金・物価等の変動については、毎回の料率改定のタイミングで代理店手数料に反映されている ✓ その他調査項目についても、契約引受における影響がない領域と同様に環境が大きく変わっておらず、業務の変更は想定されない																																		

人件費・1件当たり所要時間	前回調査結果
契約締結・証明書交付	6.7分
保険料精算、計上	6.6分
証明書・満期通知等の送付（往訪）	5.2分
保険会社との業務打ち合わせ等	2.4分
異動受付～完了	0.1分
合計（1件当たり所要時間）	21.0分

※代理店においても異動に関する業務は存在するが、上表の通り、全体に占める割合はごく微小。これは、実際に代理店が異動対応をする件数がほとんどなく、保険会社で対応しているため。

論議いただきたいポイント

- 上記方向性で問題がないか。
- その他考慮すべき要素等はあるか。

4. (3) 前回調査票項目における影響確認 ウ. 損害調査

■ 検討観点の「業務実態調査関連・④業務実態調査の効率化について」におけるウ. 損害調査について、前回調査票の各項目毎に前回調査から業務に変更がないか網羅的に検証し、また、s-JIBAIの普及率を定量的に検証した。

項目	ウ. 損害調査				
	網羅的（前回調査票の項目）な検証			定量的（s-JIBAIの利用率）な検証	
検証結果	前回調査票資料N0※	内容	今回調査要否	分子	分母
	1	自賠償保険金一般払事案個人調査表	否	170	9,219
	3	自賠償保険金一括払（自賠社）個人調査表	否		
	7	一括払（任意社）損害調査処理所要時間調査表	否		
	利用率				
※上記以外の資料N0は集計表や参考資料					1.8%
資料1および資料3については、機構への調査依頼・回答受付、その他書類のやり取りに関する業務の項目があり、s-JIBAIの利用が進展していれば影響があると考えれるが、右記のとおり、利用率は低く、現時点で業務への影響は小さい。					※利用率＝分子÷分母 分子：s-JIBAI利用件数（2026年5月単月） 分母：2025年度の調査事務所への調査依頼件数（1カ月平均） なお、分子、分母ともに非一括事案を対象にした件数
なお資料7については、機構を使わず保険会社が実施する調査業務の処理時間を測るものであり業務に変更はない。					<s-JIBAIによる業務変更点の概要> 自賠償保険の損害調査・支払い業務において、保険会社および損保料率機構の間で行われている紙原本の郵送を電子化することで、紙・印刷・郵送コストの削減等に繋がるもの。
方向性	・ 損害調査部門への調査は対象外とする。理由は以下のとおり。 ✓ 前回調査票の項目に関して網羅的な検証を実施し、業務に変更があった項目はない ✓ s-JIBAIの利用率は現時点では2%程度に留まっており(※)、業務への影響は微小と考えられる (※) 2025年12月以降段階的に対象部店を拡大していること、導入日以降の発生事案を対象としていること、から現時点での利用は限定的。				

論議いただきたいポイント

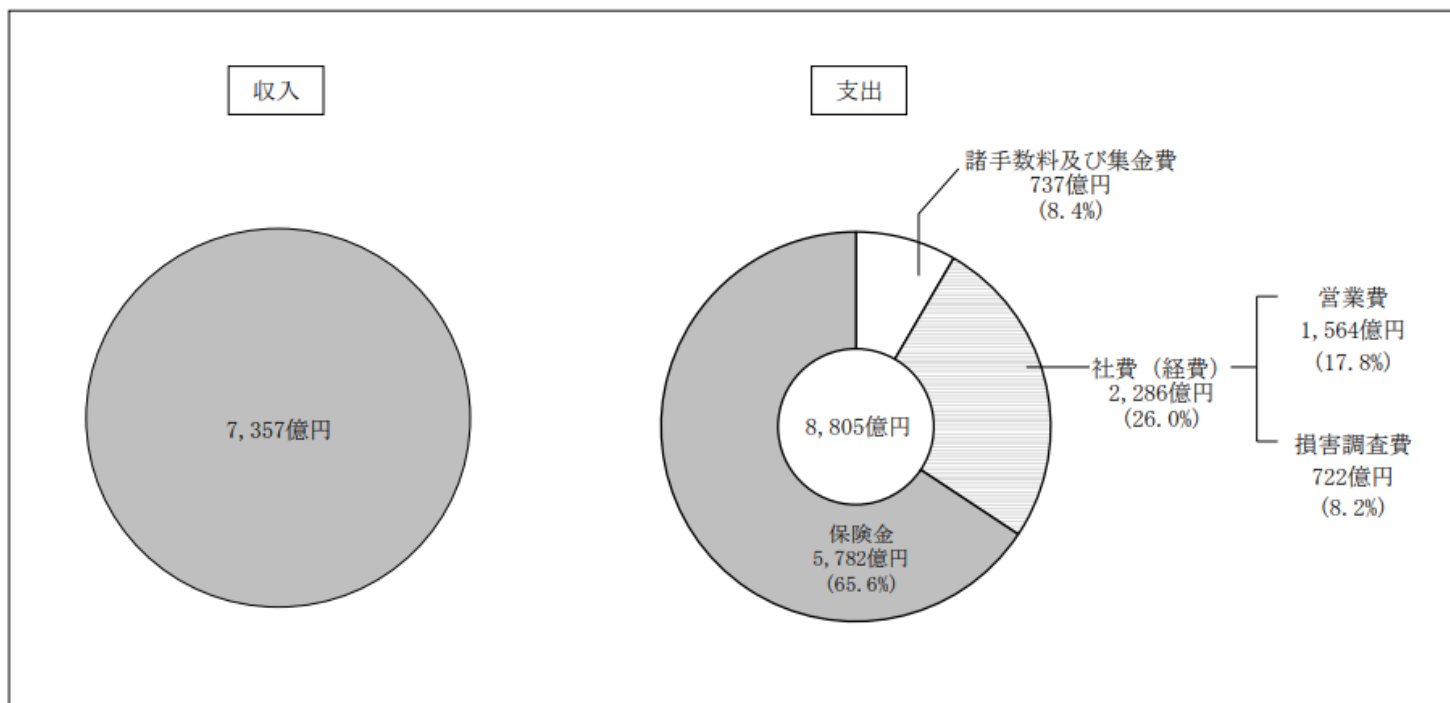
- 上記方向性で問題がないか。
- その他考慮すべき要素等はあるか。

<参考資料>

参考資料 1. 収入保険料と支出の構成割合

- 保険会社の2024年度決算においては、社費（経費）は支出全体の26.0%、諸手数料及び集金費（代理店手数料）は8.4%を占める。
- 収入より支出の金額が大きいのは、2023年4月改定において、保険会社の滞留資金を還元するために赤字料率（予定損害率133.5%）としているためである。
- なお、2026年11月に料率改定（基準料率+6.2%上げ、うち、純保険料+3.3%、社費+12.9%、代理店手数料+4.4%）を実施予定。

自賠責保険における収入保険料と支出の構成割合＜2024年度、リトン・ベシス＞

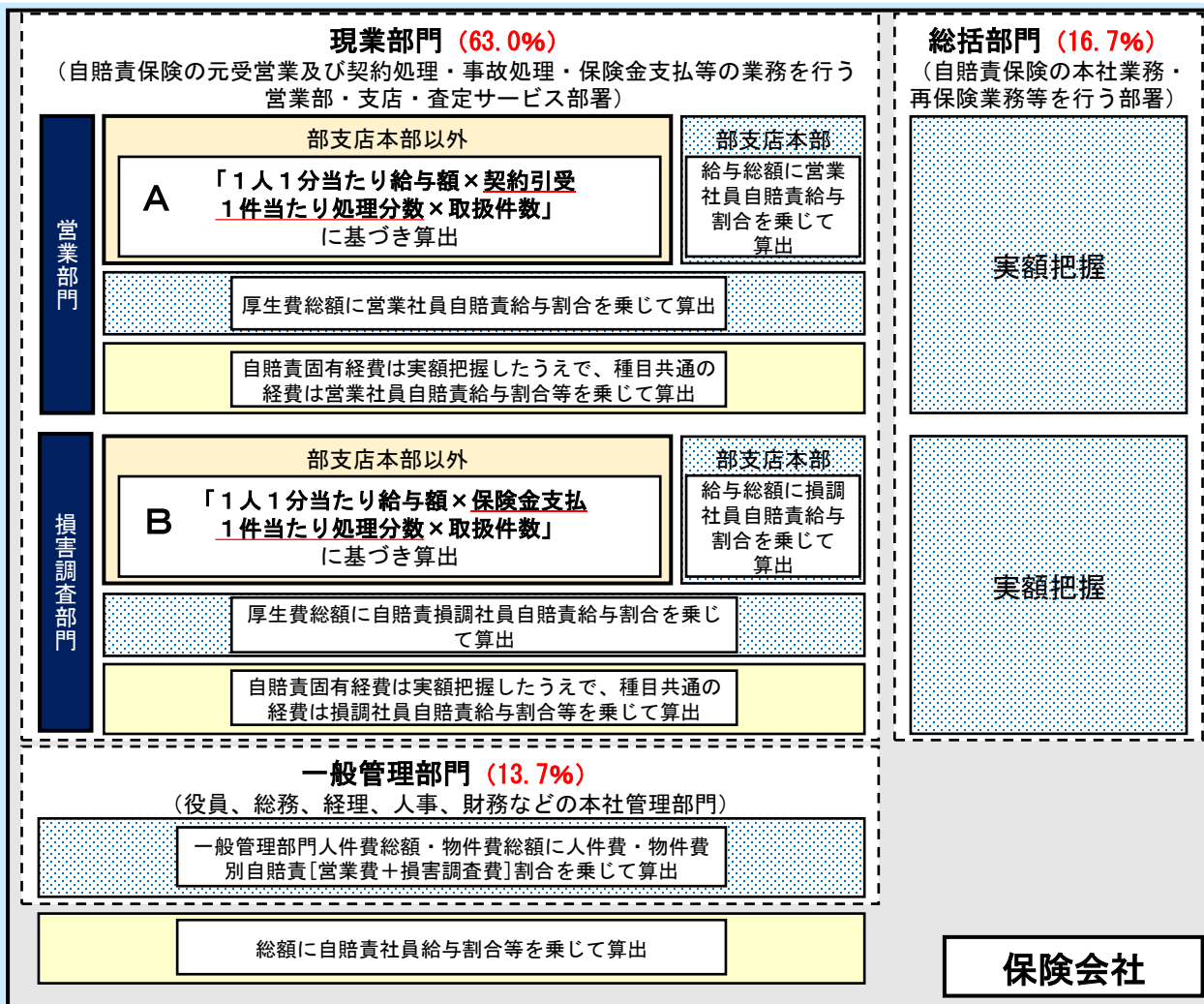
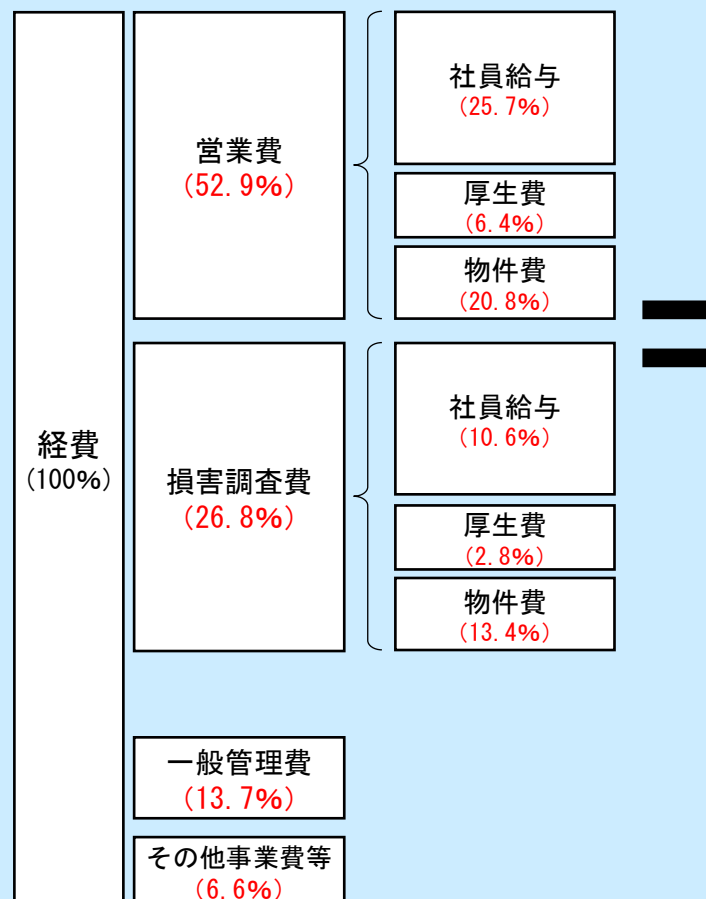


参考資料2. 全体像：経費計算基準による計算方法の概要

前回第三者委員会
第2回資料より
一部抜粋・加工

- 経費計算基準とは、ノーロス・ノープロフィットの原則を踏まえ、各社の個別事情に因らず、客観的・統一的に自賠責保険に要した経費を算出するための全社共通の基準。
- 経費は、営業費・損害調査費・一般管理費・その他事業費等別に計算基準を定め、それぞれに要した費用を積み上げ方式で算出する仕組み。
- 下図の右側に記載の計算方法については、前回網羅的に論点を洗い出し、計算式について今回の残った論点以外は解消済み。
- 下図の経費割合の内訳(赤字)は、2024年度実績。損害調査費、一般管理費が増加傾向にあり、営業費、その他事業費等が減少傾向にある。

【経費計算基準による計算方法の概要】

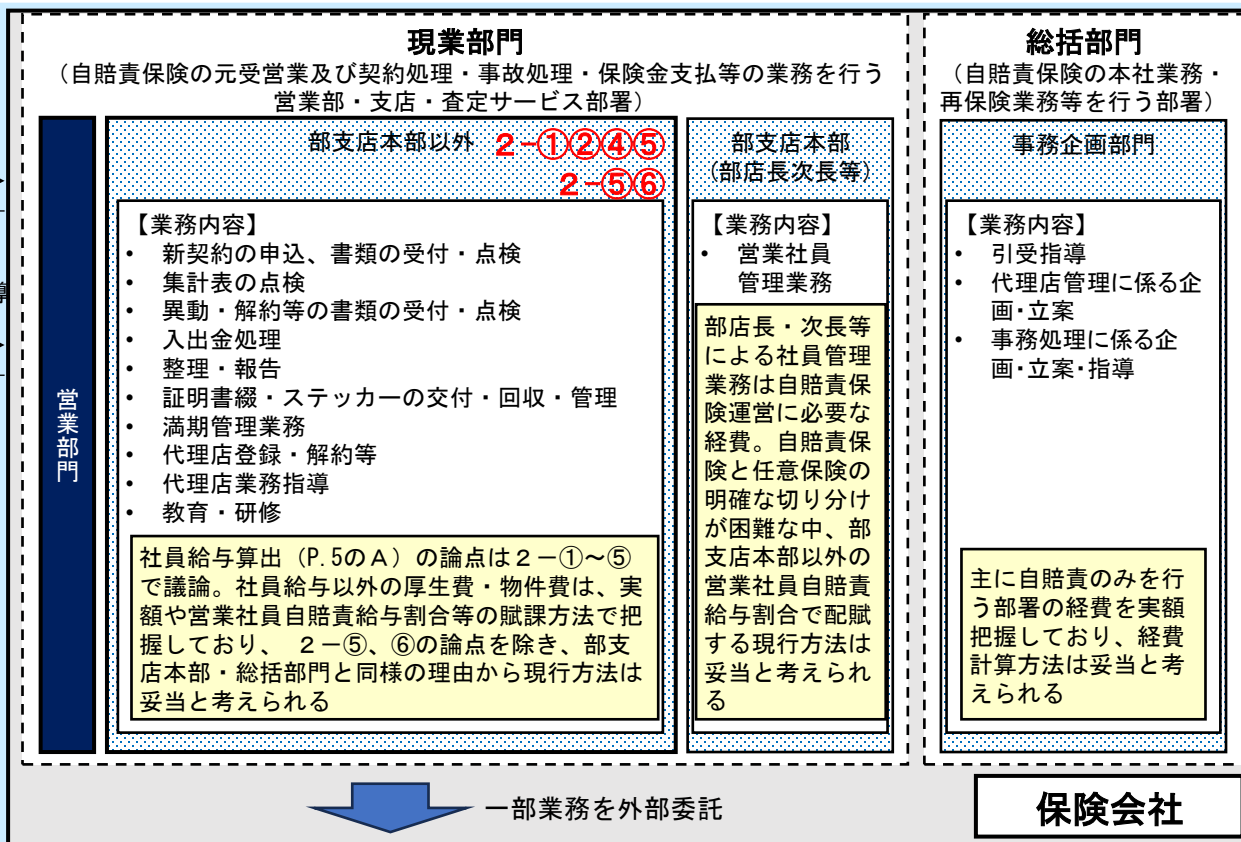
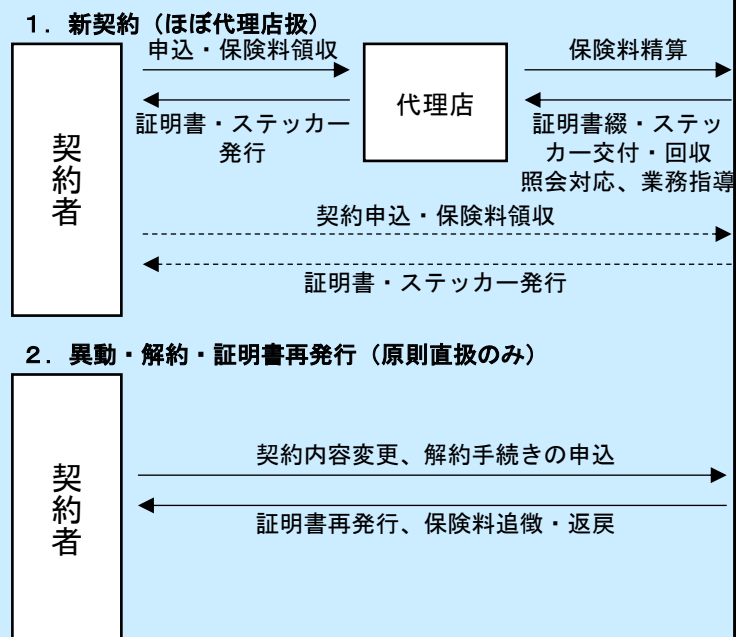


参考資料 3. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性（契約引受）

前回第三者委員会
第2回資料より
一部抜粋

- 自賠責保険の契約引受に係る業務フローとP. 25の経費計算方法の関係は下表の通り（会社間で業務フローに大きな差はない）。
- 下図の右側に記載の計算方法については、前回網羅的に論点を洗い出し、計算式について今回の残った論点以外は解消済み。

【自賠責業務フロー（契約引受）】



- 【業務内容】（例）**
- 異動・解約等の書類の受付・点検
 - 証明書綴・ステッカーの交付・回収・管理

外部委託

保険会社

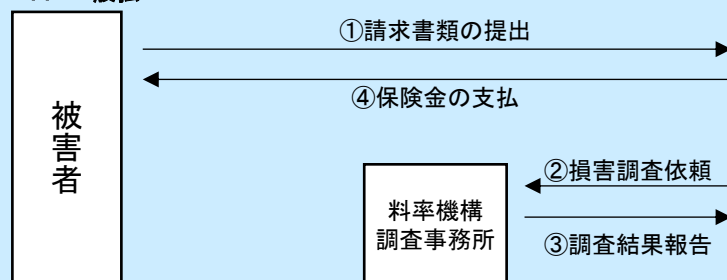
参考資料 4. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性（損害調査）

前回第三者委員会
第2回資料より
一部抜粋

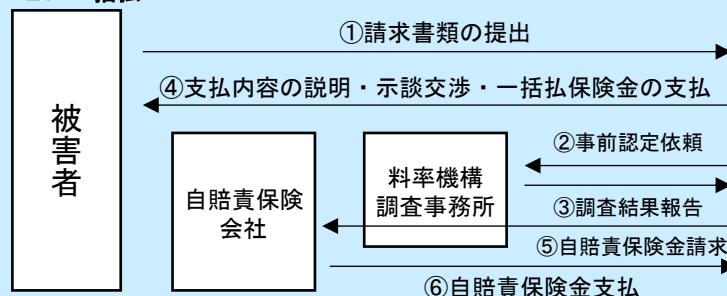
- 自賠責保険の損害調査に係る業務フローとP. 25の経費計算方法の関係は下表の通り（会社間で業務フローに大きな差はない）。
- 下図の右側に記載の計算方法については、前回網羅的に論点を洗い出し、計算式について今回の残った論点以外は解消済み。

【自賠責業務フロー（損害調査）】

1. 一般払



2. 一括払



（参考）一般払・一括払

- ・ 一般払
当事者（被害者・加害者）が自賠責保険会社に直接請求する形態
- ・ 一括払
任意保険会社が自賠責保険での支払相当額を含めて被害者への一括対応を行った後、任意保険会社より自賠責保険会社に請求する形態

現業部門

（自賠責保険の元受営業及び契約処理・事故処理・保険金支払等の業務を行う営業部・支店・査定サービス部署）

部支店本部以外 2-③④⑤
2-⑤⑥

【業務内容】

- ・ 事故の受付・相談
- ・ 事故登録関連事務
- ・ 契約者・被保険者・被害者等との打合せ
- ・ 請求書類の送付・受付・点検
- ・ 各種調査業務（事故原因・医療調査）
- ・ 支払保険金の積算
- ・ 示談交渉・支払保険金の説明
- ・ 保険金支払事務
- ・ 保険金支払後の事務処理
- ・ 自賠責精算事務

社員給与算出（P. 5のB）の論点は2-③～⑤で議論。社員給与以外の厚生費・物件費は、実額や損調社員自賠責給与割合等の賦課方法で把握しており、2-⑤、⑥の論点を除き、部支店本部・総括部門と同様の理由から現行方法は妥当と考えられる

部支店本部
（部店長次長等）

【業務内容】

- ・ 損害調査社員管理業務

部店長・次長等による社員管理業務は自賠責保険運営に必要な経費。自賠責保険と任意保険の明確な切り分けが困難な中、部支店本部以外の損調社員自賠責給与割合で配賦する現行方法は妥当と考えられる

総括部門

（自賠責保険の本社業務・再保険業務等を行う部署）

事務企画部門

【業務内容】

- ・ 損害調査に係る指導・審査
- ・ 再保険業務
- ・ データ処理

主に自賠責のみを行う部署の経費を実額把握しており、経費計算方法は妥当と考えられる

一部業務を外部委託

保険会社

【業務内容】（例）

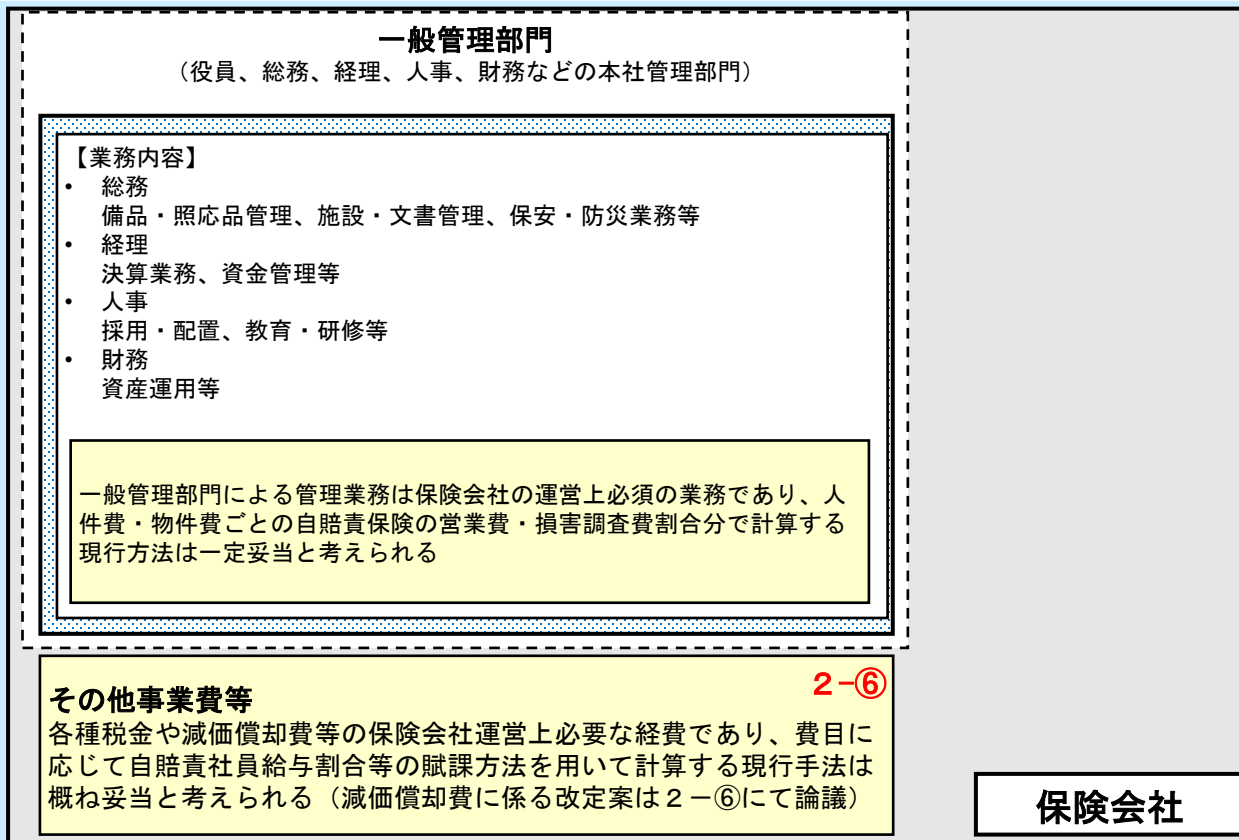
- ・ 事故受付
- ・ 各種調査業務（事故原因・医療調査）

外部委託

参考資料5. 全体像：自賠責業務と経費計算方法の関係性(一般管理費等)

- 自賠責保険に係る一般管理業務等は下表の通り。
- これらの業務は契約引受・損害調査に直接関係する業務ではないが、保険会社の運営上必須の業務であり、自賠責保険の経費として把握する必要がある。
- 下図の右側に記載の計算方法については、前回網羅的に論点を洗い出し、計算式について今回の残った論点以外は解消済み。

【自賠責業務フロー】



論議いただきたいポイント

- P.5～P.8で挙げている箇所以外（総括部門経費・一般管理部門経費の賦課方法等）で見直しの検討をすべき箇所があるか

参考資料 6. 前回の経費計算基準見直しによる社費影響額

前回第三者委員会
第5回資料より抜粋

■ 計算方法の見直しおよび業務実態調査に基づく基礎数値の変更の影響額（2023年度末決算 数値に基づく概算）は下表の通り。

区分	部門	項目		実態調査結果			影響額 (※1)	備考
				前回	今回	増減		
人件費 関連	契約引受	1 件当たり処理分数		18.3分/件	14.0分/件	▲4.3分/件	▲280億円	統計的処理前：14.2分
		1 件当たり処理分数に含まれない業務		-	0.1分/件	-	+7億円	
		1 件当たり処理分数の細分化					±0億円	細分化しない(第4回論議)
	損害調査	1 件当たり処理分数	一般払	207分/件	209分/件	+2分/件	+0億円	
			一括払（自賠社）	13分/件	17分/件	+4分/件	+4億円	
			一括払（任意社）	321分/件	310分/件	▲11分/件	▲11億円	
		1 件当たり処理分数に含まれない業務		9分/件	6分/件	▲3分/件	▲6億円	
		1 件当たり処理分数の細分化					±0億円	細分化しない(第4回論議)
	共通	1 人 1 分当たり給与額の計算方法					-	見直さない(第4回論議)
		年間実働時間		95,305分	89,816分	▲5,489分	+92億円	
物件費 関連	共通	外部委託費用の計算方法					▲16億円	
		減価償却費（ソフトウェア）の計算方法					▲78億円	
	契約引受	件数割換算係数		10分の1	10分の2	+10分の1	+151億円	統計的処理前：10分の3
合計							▲122億円	

(参考) 1人1分当たり給与額の計算方法を変更する場合

▲18億円

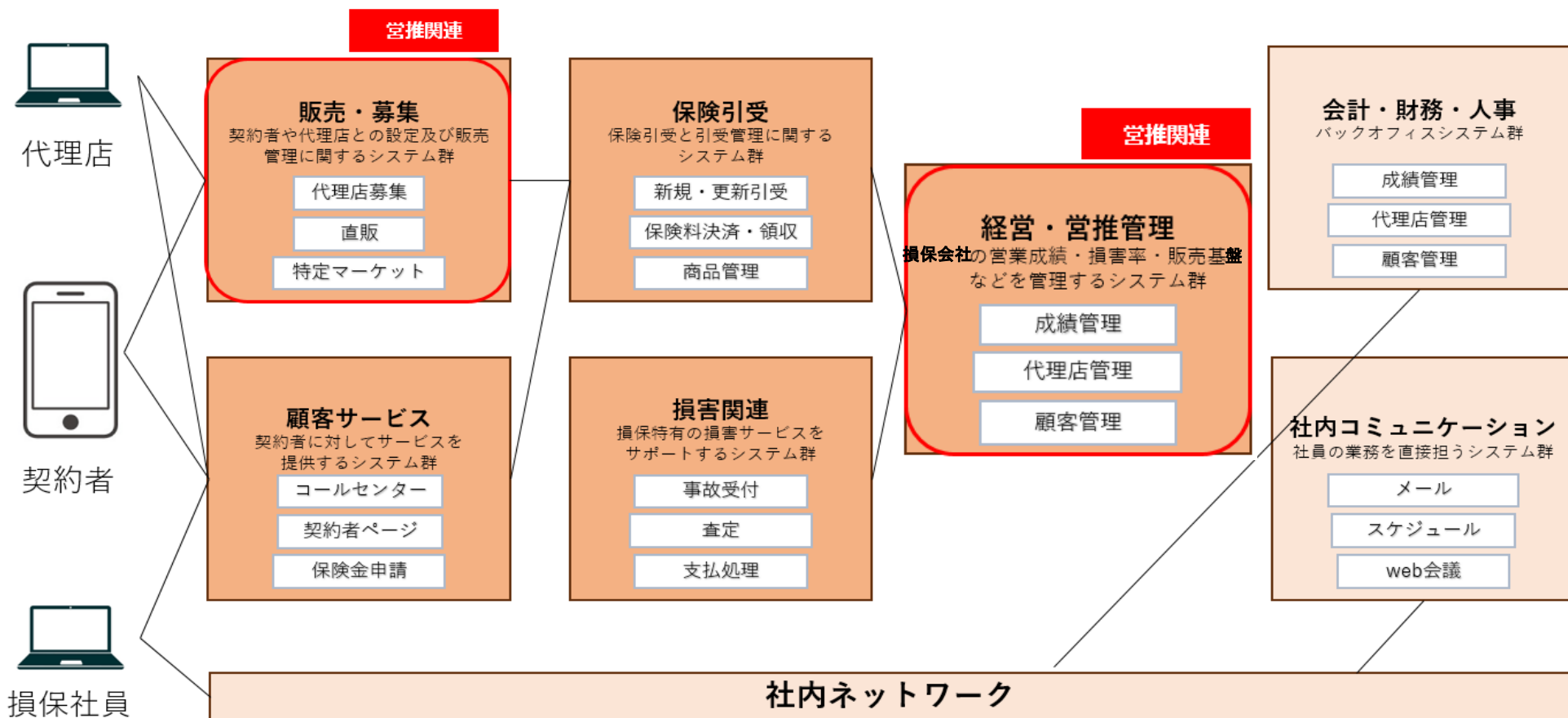
見直さない(第4回論議)

(*1) 各項目ごとの影響額は他の項目を現行通りとした場合として算出。1つの変更内容が他の項目に影響する場合があるため、上表合計値は上記の全体影響額と一致しない

参考資料 7. 件数割換算係数 システム開発・運営費用の判定要領

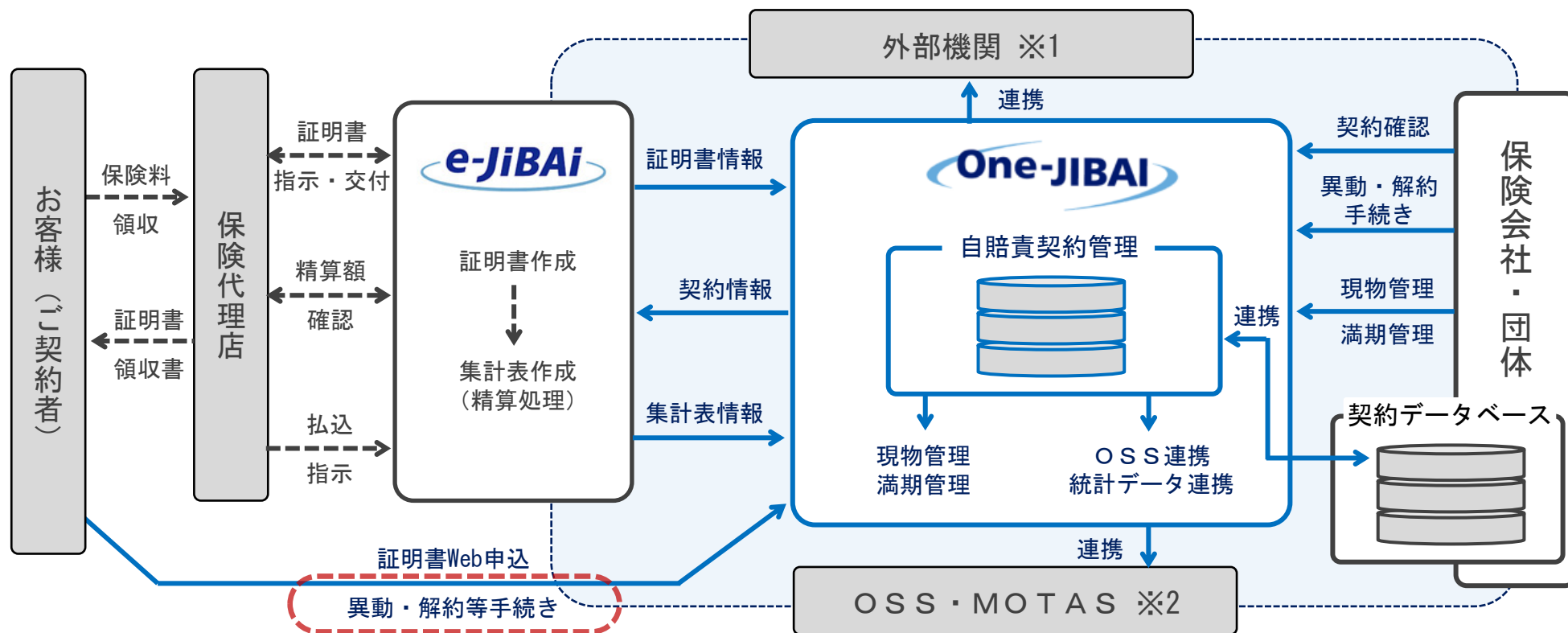
- 雑費グループで高い割合を占めるシステム開発・運営費用は種目切り分けが難しいケースが多い。
- 分類②・③の判定（営推要素を含むか否か）にあたっては、下図赤枠部分を「営推関連システム」と定義し、会社間で統一的に調査を実施する方針。

【保険会社のシステム構成（概要）】



参考資料 8. 「One-JIBAI」を介した業務フロー図

- 経費計算基準における2年前からの環境変化としては、One-JIBAI導入により異動・解約等の手続きが変わったと考えられる。
- これにより、今まで来店による対面又は郵送で対応していた保険会社業務が、オンライン手続きになったため、異動・解約等の関連書類の受付・点検・分離・保管・送付といった業務の処理時間に変更があると想定される。
- なお、異動・解約等の手続き以外では、手続き完了後、契約者ご自身で自賠責証明書を「One-JIBAI」からPDFデータでダウンロードすることができるようになっており、これらに関連する業務についても影響が生じていると考えられる。



※1 国土交通省（自動車損害賠償保障事業賦課金の報告）

※2 OSS：自動車保有関係手続のワンストップサービス，MOTAS：国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システム